

加古川市犬の登録等実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狂犬病予防法（昭和25年法律第247号。以下「法」という。）の実施のため、狂犬病予防法施行令（昭和28年政令第236号。以下「政令」という。）及び狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号。以下「省令」という。）並びに加古川市犬の登録等手数料条例（平成12年条例第27号。以下「条例」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(犬の登録申請)

第2条 省令第3条の申請書の様式は、様式第1号のとおりとする。

(犬の登録原簿)

第3条 前条による申請を受理したときは、犬の登録原簿（様式第2号）を作成するものとする。

(犬の鑑札等の再交付申請書)

第4条 省令第6条第1項又は第13条第1項の規定による申請は、様式第3号の犬の鑑札、注射済票再交付申請書によって行わなければならない。

(犬の死亡の届出)

第5条 省令第8条第1項の届出書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(登録事項の変更の届出)

第6条 省令第9条の届出書の様式は、様式第5号のとおりとする。

(鑑札の引替交付)

第7条 政令第2条の2第2項の規定による鑑札の交付は、登録事項の変更届（様式第5号）を提出し、旧所在地で交付された鑑札と引替に交付するものとする。ただし、旧所在地で交付された鑑札を亡失している場合には、登録の有無を確認し、登録がある場合には、鑑札亡失届（様式第6号）を添付させるものとする。

2 旧所在地での登録の有無が確認できない場合は、新規登録と見做す。

(手数料の免除、適用除外)

第8条 条例第5条に規定する手数料の免除を受けようとする者は、様式第7号により事前に申請しなければならない。

2 市長は、免除を決定した場合、狂犬病予防注射済票交付手数料免除通知書（様式第8号）を申請者に交付するものとし、犬の所有者等は、注射時等の際、担当者等に提出することにより、当該手数料が免除されるものとする。

3 第1項の規定については、身体障害者補助犬法第2条第1項で定義されている犬を対象とする。

4 前条第1項に規定する者については、条例第2条に規定する手数料の適用はしないものとする。

(鑑札等の前渡し)

第9条 市長は、(一社)兵庫県獣医師会又は明石市獣医師会が選任し、市長が指定する者に鑑札及び狂犬病予防注射済票をあらかじめ前渡しし、狂犬病予防注射時に狂犬病予防注射済票の交付及び登録申請があれば、鑑札を交付させることができる。

2 鑑札等の前渡しを受けた者は、受領書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

(前渡し鑑札等の返納)

第10条 鑑札等の前渡しを受けた者が鑑札等を返納する場合は、その者が交付した鑑札等の番号、枚数及び返納する鑑札等の番号、枚数を犬の鑑札・狂犬病予防注射済票交付明細書(様式第10号)により市長に報告しなければならない。

(予防注射の実施報告書)

第11条 前条第1項により、指定を受けた獣医師が狂犬病予防注射を行ったときは、その月の翌月5日までに、狂犬病予防注射実施報告書(様式第11号)により市長に報告しなければならない。

(前渡し鑑札等の亡失)

第12条 鑑札等の前渡しを受けた者が鑑札等を亡失したときは、次に掲げる事項を記載した、犬の鑑札・狂犬病予防注射済票亡失届(様式第12号)により、市長に報告しなければならない。

(1) 鑑札等の番号、枚数

(2) 亡失日時、理由

(狂犬病予防注射の猶予)

第13条 妊娠、疾病等により予防注射に耐えられないと獣医師が判断した場合は、狂犬病予防注射猶予申請書(様式第13号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項により申請を受けた犬については、期限を限り、狂犬病予防注射猶予書(様式第14号)を交付し、狂犬病予防注射を猶予することができる。ただし、当該申請による猶予期間は原則1年以内とする。

(関係機関との連携)

第14条 兵庫県知事が、法第6条の規定等に基づく処理等を行うにあたり、市長は犬の登録台帳を動物愛護センター三木支所へ一部送付するものとする。

2 法第4条及び第5条に係る事務を遂行するにあたり、犬の登録事項等を関係機関へ情報提供する場合には、個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第69条の規定に基づき行うものとする。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。